

報告第 10 号

臨時代理した事件(名張市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定)の承認について

名張市教育委員会表彰規則（昭和30年教育委員会規則第11号）の一部を改正する規則の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 3 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

社会的な儀礼、慣習等の変化に伴い、名張市教育委員会の表彰の方法等について、見直しを行うため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 表彰に加え、金品を贈ることができることとする規定を削除する。
- (2) 死亡した被表彰者を追彰する際に、金品を贈ることができることとする規定を削除する。
- (3) その他用語を整理する。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

名張市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

名張市教育委員会表彰規則（昭和30年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（表彰の事項） 第2条 教育機関、団体又は<u>個人</u>で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「被表彰者」という。）は、この規則の定めるところにより名張市教育委員会が表彰する。 （1） 略 （2） 本市の教育、学術、文化及びスポーツに著しい功績があり一般の模範と認められるもの （3）・（4） 略 第3条 <u>国、県等</u>により表彰せられたもので第1条の目的に<u>沿う</u>と認められるものに対しては、この規則による表彰を行うことができる。 （表彰の方法） 第4条 表彰は、名張市教育委員会表彰者名簿に登録し表彰状を授与して行う。 （表彰の選考） 第5条 略 （追彰） 第6条 被表彰者が死亡したときは、追彰するものとし、表彰状は、遺族に交付する。 <u>（その他）</u> 第8条 略	（表彰の事項） 第2条 教育機関、団体及び<u>個人</u>で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「被表彰者」という。）は、この規則の定めるところにより名張市教育委員会が表彰する。 （1） 略 （2） <u>公務員で品行方正で</u>本市の教育、学術、文化及びスポーツに著しい功績があり一般の模範と認められるもの （3）・（4） 略 第3条 <u>県又は市その他の定めるところ</u>により表彰せられたもので第1条の目的に<u>副う</u>と認められるものに対しては、この規則による表彰を行うことができる。 （表彰の方法） 第4条 表彰は、名張市教育委員会表彰者名簿に登録し表彰状を授与して行う。<u>ただし、金品を加授することができる。</u> （表彰の選考） 第5条 略 <u>2 教育長は、選考に当たって諮問機関を設けて意見を徴することができる。</u> （追彰） 第6条 被表彰者が死亡したときは、追彰するものとし、表彰状及び<u>金品</u>は、遺族に交付する。 第8条 略

--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。